

大分県報

令和六年
号外（三五）
三月二十九日

（金曜日）

目次

大分県情報センター等設置運営要綱の一部改正……………	一
大分県情報提供事務取扱要綱の一部改正……………	一
大分県が管理する港湾施設の概要の一部改正……………	二
建築主事の所管区域及び建築確認区分の指定の一部改正……………	二
大分県設計等業務報告書閲覧規程の一部改正……………	三
大分県建築設計業務等委託契約約款の一部改正……………	三
告示	
議 会 告 示	
教育委員会告示	
選挙管理委員会告示	
人事委員会告示	
監査委員会告示	
労働委員会告示	
収用委員会告示	
大分海区漁業調整委員会告示	
内水面漁場管理委員会告示	
企業局 告示	
病院局 告示	
大分県情報提供推進要綱の一部改正……………	四
選挙管理委員会告示	
政治団体の収支報告閲覧対象文書の閲覧及び写しの交付に関する規程の一部改正……………	四
政治資金規正法の規定に基づく少額領収書等の写しの開示に関する規程の一部改正……………	五
監査委員会告示	

大分県監査委員事務局規程の一部改正……………	五
大分県監査委員が管理する公文書の公開等に関する規程の制定……………	六
労働委員会告示	
大分県労働委員会が管理する公文書の公開等に関する規程の制定……………	六
収用委員会告示	
大分県収用委員会が管理する公文書の公開等に関する規程の一部改正……………	六

○ 告 示

大分県告示第百八十四号
大分県情報センター等設置運営要綱（昭和六十三年大分県告示第千八百八十八号）の一部を次のように改正する。
令和六年三月二十九日
大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

別表の紙の項中「五十円」を「三十円」に改め、同表の電磁的記録媒体の項を次のように改める。

電磁的記録媒体（知事が適当と認めた場合に限る。）		
光ディスク（CD・R）	一枚につき五十円	
光ディスク（DVD・R）	一枚につき六十円	
その他	記録媒体の購入価格（その額に十円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）	

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

大分県告示第百八十五号

大分県情報提供事務取扱要綱（昭和六十三年大分県告示第千九百九十号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

第三条第一号に次のただし書を加える。

ただし、知事が適当と認めた場合は、電子情報処理組織（県の機関の使用に係る電子計

算機（入出力装置を含む。以下この号において同じ。）と申出者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法による提供により行う。

第三条第一号イ中「乾式複写機」を「複写機」に改め、同条第二号中「録音テープ、ビデオテープ又はその他の」を削り、「若しくはこれら」を「又はこれ」に改め、同条第三号に次のただし書を加える。

ただし、知事が適当と認めた場合は、電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）に複写したものを交付する。

第三条第三号イ及びロ中「乾式複写機」を「複写機」に改め、同号ハを削り、同号ニ中「乾式複写機」を「複写機」に改め、「又は知事が適当と認めた場合は磁気ディスク等に複写したもの」を削り、同号ニを同号ハに改める。

第五条中「ビデオテープ等」を「映像情報」に改める。

第二号様式中

1 文書及び図画 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付	2 録音テープ及びビデオテープ <input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの視聴 <input type="checkbox"/> テープに複写したものの交付	3 その他の電磁的記録 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの写しの交付 <input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの視聴 <input type="checkbox"/> 磁気ディスク等に複写したものの交付
---	--	---

を

- 閲覧・視聴
- 用紙に複写し、又は出力したものの写しの交付
- 電磁的記録媒体に複写したものの交付

を改め、同様式の注2中「電磁

的記録」や「交付の方法」及び「事情」や「事情等」に改める。

第三号様式中「第3条」を「第4条」に改める。

附則

（施行期日）

1 この告示は、令和六年四月一日から施行する。

2 改正前の第二号様式及び第三号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

大分県告示第百八十六号

大分県が管理する港湾施設の概要（昭和四十三年大分県告示第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、大分県土木建築部港湾課及び大分土木事務所大分港振興室に備え置いて一般の供覧に供する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 大分港の(二)概要の西大分地区の表中

七十八	船揚場	五四・〇〇メートル		
七十九	旅客上屋	九九五・二五平方メートル		
八十	船舶保管施設	二、六一・七〇平方メートル		
八十一	危険物置場	六・七四平方メートル		
八十二	給油施設	一式		

を

七十八	船揚場	五四・〇〇メートル		
-----	-----	-----------	--	--

大分県港湾施設管理条例（昭和五十一年大分県条例第十九号）第二十四条の知事が別に定める港湾施設（以

七十九	旅客上屋	九九五・二五平方メートル	下「ホーバー関連施設」という。）
八十	船舶保管施設	二、六一一・七〇平方メートル	ホーバー関連施設
八十一	危険物置場	六・七四平方メートル	ホーバー関連施設
八十二	給油施設	一式	ホーバー関連施設

八十七	港湾公害防止施設	一七五・八〇メートル	
-----	----------	------------	--

八十七	港湾公害防止施設	一七五・八〇メートル	
八十八	駐車場	八、七四六・九六平方メートル	ホーバー関連施設
八十九	駐車場	一、二二〇・六四平方メートル	ホーバー関連施設

める。

附則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

大分県告示第百八十七号

建築主事の所管区域及び建築確認区分の指定（昭和四十九年大分県告示第四百七十五号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

に、

を

に改

大分県知事 佐藤 樹一郎
 本則中「第四条第七項」を「第四条第九項」に改める。
 表の土木建築部建築住宅課建築主事の項第五号中「第二条第一項」を「第二条」に改める。

附則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

大分県告示第百八十八号

大分県設計等業務報告書閲覧規程（平成二十三年大分県告示第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

第四条第二項中「閲覧所に掲示する」を「インターネットの利用その他の方法により周知する」に改める。

附則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

大分県告示第百八十九号

大分県建築設計業務等委託契約約款（平成二十三年大分県告示第五百七十三号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

第三十九条第六項中「年二・五パーセント」を「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八条第一項の規定により財務大臣が決定する率（以下「財務大臣の決定する率」という。）」に改める。

第五十五条第一項及び第二項、第五十六条第五項並びに第五十九条第二項中「年二・五パーセント」を「財務大臣の決定する率」に改める。

附則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

○ 告 示

大分県報号外（告示・告示・議会告示・教育委告示・選管委告示・

人事委告示・監査委告示・労働委告示・収用委告示

示・大分海区漁調委告示・内水面漁管委告示・企業

局告示・病院局告示示）

- 議会告示
- 教育委員会告示
- 選挙管理委員会告示
- 人事委員会告示
- 監査委員告示
- 労働委員会告示
- 収用委員会告示
- 大分海区漁業調整委員会告示
- 内水面漁場管理委員会告示
- 企業局告示
- 病院局告示

- 大分県告示第九十号
- 大分県議会告示第一号
- 大分県教育委員会告示第四号
- 大分県選挙管理委員会告示第十二号
- 大分県人事委員会告示第二号
- 大分県監査委員告示第一号
- 大分県労働委員会告示第二号
- 大分県収用委員会告示第二号
- 大分海区漁業調整委員会告示第十三号
- 大分県内水面漁場管理委員会告示第二号
- 大分県企業局告示第一号
- 大分県病院局告示第一号

- 大分県告示第四百二十九号
- 大分県議会告示第三号
- 大分県教育委員会告示第五号
- 大分県選挙管理委員会告示第二十八―五号
- 大分県人事委員会告示第二号

大分県情報提供推進要綱

平成十八年

大分県監査委員告示第三―二二二号

大分県労働委員会告示第五号

大分県収用委員会告示第一―三三三号

大分海区漁業調整委員会告示第八―二二二号

大分県内水面漁場管理委員会告示第三三三三号

大分県企業局告示第二二二二号

大分県病院局告示第二二二二号

の一部

を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

- 大分県知事 佐藤 樹一郎
- 大分県議会 議長 元吉 俊博
- 大分県教育委員 委員 木村 俊博
- 大分県選挙管理委員会 委員長 石井 久廣
- 大分県人事委員会 委員長 長谷 雅通
- 大分県労働委員会 委員長 深田 茂人
- 大分県収用委員会 委員長 上野 貴士
- 大分海区漁業調整委員会 委員長 小野 眞一
- 大分県内水面漁場管理委員会 委員長 岩本 郁生
- 大分県企業局 局長 渡辺 文雄
- 大分県病院局 局長 井上 敏郎

附則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第十三号

政治団体の収支報告閲覧対象文書の閲覧及び写しの交付に関する規程（昭和五十二年大分県選挙管理委員会告示第十一号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一木 俊廣

第一号様式中「□ スキャナにより読み取つてきた電磁的記録をFDに複写したものの交付」を削り、「CD-R」や「光ディスク（CD-R）」及び「DVD-R」や「光ディスク（DVD-R）」を追加。

スキャナにより読み取つてきた電磁的記録をFDに複写したものの交付	FD1枚につき50円に当該収支報告書等の写し1枚ごとに10円を加えた額
----------------------------------	-------------------------------------

削る。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和六年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後にされた政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第二十条の二第二項の規定による請求について適用し、同日前にされた同項の規定による請求については、なお従前の例による。

大分県選挙管理委員会告示第十四号

政治資金規正法の規定に基づく少額領収書等の写しの開示に関する規程（平成二十四年大分県選挙管理委員会告示第十号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

第一号様式中「□少額領収書等の写しの交付（FDに複写したもの）」を削り、「CD-R」や「光ディスク（CD-R）」及び「DVD-R」や「光ディスク（DVD-R）」に改め。

写しの交付（FDに複写したもの）	FD1枚につき50円に当該少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額
------------------	-------------------------------------

削る。

第四号様式及び第五号様式中「開示を実施すること」と「事務所における開示を実施すること」及び「小額領収書等」や「少額領収書等」を追加。

第十一号様式中「②FDに複写したもの」を削り、「③CD-R」や「②光ディスク（CD-R）」及び「④DVD-R」や「③光ディスク（DVD-R）」及び「4 開示」を追加。

令和六年三月二十九日

「4 事務所における開示」を追加。

写しの交付（FDに複写したもの）	FD1枚につき50円に当該少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額
------------------	-------------------------------------

削り、「（CD-R）」や「（光ディスク（CD-R）」及び「（CD-R1枚）」や「光ディスク（CD-R）1枚」及び「（DVD-R）」や「（光ディスク（DVD-R）」及び「DVD-R1枚」や「光ディスク（DVD-R）1枚」を追加。
第十一号様式中「②FDに複写したもの」を削り、「③CD-R」や「②光ディスク（CD-R）」及び「④DVD-R」や「③光ディスク（DVD-R）」及び「6 開示」及び「6 事務所における開示」を追加。

写しの交付（FDに複写したもの）	FD1枚につき50円に当該少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額
------------------	-------------------------------------

削り、「（CD-R）」や「（光ディスク（CD-R）」及び「（CD-R1枚）」や「光ディスク（CD-R）1枚」及び「（DVD-R）」や「（光ディスク（DVD-R）」及び「DVD-R1枚」や「光ディスク（DVD-R）1枚」を追加。

附則

(施行期日)

1 この告示は、令和六年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後にされた政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条の十六第一項の規定による請求について適用し、同日前にされた同項の規定による請求については、なお従前の例による。

○監査委員告示

大分県監査委員告示第二号

大分県監査委員事務局規程（平成四年大分県監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月二十九日

大分県監査委員 長 谷 尾 雅 通
大分県監査委員 長 野 恭 子

大分県報号外（選管委告示・監査委告示）

大分県監査委員 古手川 正 治
大分県監査委員 吉 村 哲 彦

第四条第一項中「課に課長」を「第一課に課長を、第二課に課長及び参事」に、「又は課長補佐（総括）及び課長補佐」を「課長補佐（総括）又は主幹（総括）」に改め、同条第四項を削り、同条第三項中「及び課長補佐（総括）」を「課長補佐（総括）及び主幹（総括）」に改め、「課及び」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 参事は、上司の命を受け、課の事務を処理する。
第五条を次のように改める。

（課長補佐等）

第五条 班に課長補佐、主幹、副主幹及び主査並びに専門幹及び専門員を置くことができる。

2 課長補佐、主幹、副主幹及び主査並びに専門幹及び専門員は、上司の命を受け、監査、検査、調査、決算審査等の事務を処理する。

附 則

この告示は、令和六年四月一日から施行する。

大分県監査委員告示第三号

大分県監査委員が管理する公文書の公開等に関する規程を次のように定める。

令和六年三月二十九日

大分県監査委員 長 谷 尾 雅 通
大分県監査委員 長 野 恭 子
大分県監査委員 古 手 川 正 治
大分県監査委員 吉 村 哲 彦

大分県監査委員が管理する公文書の公開等に関する規程

大分県監査委員が管理する公文書の公開等については、知事が管理する公文書の公開等に関する規則（平成十三年大分県規則第二十二号）の例による。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和六年四月一日から施行する。

（大分県監査委員が管理する公文書の公開等に関する規程の廃止）

2 大分県監査委員が管理する公文書の公開等に関する規程（平成十三年大分県監査委員告示

示第二号）は、廃止する。

○労働委員会告示

大分県労働委員会告示第三号

大分県労働委員会が管理する公文書の公開等に関する規程を次のように定める。
令和六年三月二十九日

大分県労働委員会会長 深 田 茂 人

大分県労働委員会が管理する公文書の公開等に関する規程

大分県労働委員会が管理する公文書の公開等については、知事が管理する公文書の公開等に関する規則（平成十三年大分県規則第二十二号）の例による。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和六年四月一日から施行する。

（大分県労働委員会が管理する公文書の公開等に関する規程の廃止）

2 大分県労働委員会が管理する公文書の公開等に関する規程（平成十三年大分県地方労働委員会告示第二号）は、廃止する。

○収用委員会告示

大分県収用委員会告示第三号

大分県収用委員会が管理する公文書の公開等に関する規程（平成十三年大分県収用委員会告示第二号）の一部を次のように改正する。
令和六年三月二十九日

大分県収用委員会

第六条を次のように改める。

（公文書の公開の実施方法）

第六条 条例第十三条第一項の実施機関が定める方法は、電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧若しくは写しの交付又は専用機器により再生したものの視聴とする。ただし、大分県収用委員会が適当と認めた場合は、当該電磁的記録を電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）に複写したものの交付又は電子情報処理組織（県の機関の使用に係

る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）と公開請求者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法による提供とすることができる。

<p>1 文書及び図画</p> <p><input type="checkbox"/> 閲覧</p> <p><input type="checkbox"/> 写しの交付</p>	<p>2 録音テープ及びビデオテープ</p> <p><input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの視聴</p> <p><input type="checkbox"/> テープに複写したものの交付</p>	<p>3 その他の電磁的記録</p> <p><input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの閲覧</p> <p><input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの写しの交付</p> <p><input type="checkbox"/> 専用機器により再生したものの視聴</p> <p><input type="checkbox"/> 磁気ディスク等に複写したものの交付</p>
--	---	--

第一号様式中

- 閲覧・視聴
- 用紙に複写し、又は出力したものの写しの交付
- 電磁的記録媒体に複写したものの交付

この場合、同様式の

注2中「電磁的記録」や「公開の実施の方法」及び「事情」や「事情等」に定める。

第三号様式中「時 分」や「時 分から」及び「同様式の注1中「公文書」や「情報センター又は地区情報コーナーにおいて公文書」及び「同様式中注2及び注3」に定める。

第三号様式中「時 分」や「時 分から」に定める、同様式の注3中「公文書」や「情報センター又は地区情報コーナーにおいて公文書」及び「同様式中注4を削り、注5を注4とする。

第九号様式中

公開を実施する日

年 月 日

を

公開を実施する日時

年 月 日 時 分 から

に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の第一号様式から第三号様式まで及び第九号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。